

区申請してやっています。こういう取り組みやっていますので、私は1年から3年生あるいは6歳から9歳まで、徹底して人の道、先ほど市長からあったように、武士道というようなこういう日本古来の道徳、情緒をはぐくむということを見直すべきであるというふうに私は思うんです。そういう意味で、想定外の質問かもしれませんが、教育長、この辺についてご所見を伺いたいと思います。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 学年制については、教育基本法の改正案が成立すれば義務教育9年というのは、その条文がなくなってるんですね。何年になるかというのは学校教育法等で規制されるんでしょうが、学年制を変えるという考えは今のところありません。ただ、いろんな道徳的な徳目の件について、これは市内全体でどういうふうに考えていくか、または統一して取り組んでいくかということについては、さっき申しあげましたように、内容を検討しながらどうするかは検討していきたいというふうには考えています。

○大沼 久議長 10番、渋谷佐輔議員。

○10番 渋谷佐輔議員 大変ありがとうございました。

教育長さんにはもう風邪を召されて大変気の毒な状態だったと思いますが、本当にいろいろ忌憚のない質疑応答をさせていただきましてありがとうございました。

私たちがこうしてられるのも先輩や周りの人から道徳や、そういう修身というか、情緒というか、いろんなことを教えていただきながら育っていると、こうしてられると思います。これから私たちは道徳とか情緒といった、こういう日本古来の教育を少しでも伝えていきたい、そして元気で明るい子供の健全な育成を進めていきたいと願いながら質問を終わります。ありがとうございました。

蒲生吉夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

通告しております3点について、順次質問をいたしたいと思います。

最初に、11月19日に執行されました「長井市長選挙を終えて」というテーマで質問をいたします。

振り返ってにしようか、どういう通告にするか迷ったのですが、私自身、4人のどの候補にも積極的な加担をしなかったという意味で、終えてというのが適当だろうと考えたところであります。

市長選挙において4人の候補者というのは長井市制始まって以来ということでマスコミ的にも大きく取り上げられたことや、候補者それぞれがさまざまなまちづくりの政策を掲げ、戦われた意義は大きく、私たち議員にとっても、すぐれている部分についてはまちづくりの参考にさせていただきたいと思います。

それにしても、選挙期間中、この周辺では最悪の気象条件でした。11日の告示日は落葉を前に西山の山肌が白く染まり、その後、毎日雨が続き、雨が上がったのは18日のみと記憶しております。4人の候補者に対して気のきいたねぎらいの言葉などは思い浮かびませんが、それぞれに体力的にも大変な戦いであり、ご苦労さまという言葉しかありませんが、惜しくも落選した3人の候補者もいずれ劣らぬ長井を愛する情熱の持ち主であり、これからの長井のまちづくりにお力をお貸しいただけるものと思っております。

+

私自身は、どの候補にも加担しなかったという意味では冷静に戦いを見守ることができたし、判断することができましたので、それぞれに政治団体を結成し、選挙の準備活動をしているところから広く頒布されたチラシ、リーフレット、ポスター、名刺など、告示になってから選管からの選挙公報、確認団体の政策チラシ、はがき、ポスターなどを丁寧に収集した上、読ませていただきました。市内外の政治家や著名人が戦線に加わり、まさに激戦と呼ぶにふさわしい戦いだったと思います。その中で、目黒市長は近藤洋介衆議院議員とともに候補者の中で一番若い齋藤裕之候補の応援をしたようですし、選挙公報には目黒市長のキャラクターがかいてあり「市長も応援しています」となっていますので、市長はみずからの政治信条に基づき、政策的にも一致しているので応援したと考えられますが、気になる政策が2つあります。

1つは、ひときわ大きく大きい字で書いてある「市長退職金2,500万円を返上し、これを原資に子育て支援金を創設します」としてありますが、目黒市長も間もなく2,503万円余を受け取ることとなりますが、現在の特別職の退職手当制度や関係する法体系から見て、返上することが可能と考えられるかどうか、返上できるとすればどのような方法があるかをお聞かせを願いたいと思います。大道寺信候補も「退職金2,500万円をゼロにします」と書いていますが、これは多分可能だと思います。

2つ目の政策の中で、強い長井をつくる、合併を見据え、議員定数半減、21から12を目指しますとしていますが、長井市政にほんの少しでも関心のある方なら、議会報にも新聞でも報道されているわけですから、18人に定数削減した条例が可決したことがわかっているはずであります。何らかの意図が働いたのかもしれませんが、市長が指南をしていたわけではないと思いますが、市長が応援をされていて2番目に重要な

この政策に対してチェックが及ばなかったのかどうかをお聞かせを願いたいと思います。

この項で最後に触れておきたいと思いますが、「市民がまんなか元気な長井の会」のパンフレット、安全・安心で暮らせるまちづくりの中で、「長井市立病院の有効な活用」との表現に、病院と直接かかわりのない方から「病院に対する現状認識がどうなっているのでしょうかね」との指摘があったようです。冷静に見られる立場からの質問でありますから、それなりの答弁を願いたいと思います。

2つ目に、学童クラブ（放課後児童クラブ）の準備はどのように進んでいるかについてお聞かせを願いたいと思います。この件に関する質問は、高橋孝夫議員が9月定例議会において学童クラブの今後の展開について詳しく質問され、答弁がなされていますが、本年度中にしなければならない課題も多くあったと考えますし、今年度中というのは、来年度から各小学校において放課後子供教室として新たな体制で実施しようとする場合、新年度予算と事業実施計画を立てなければならないということから急がなければならないと思いますが、検討してきた課題の現況はどうなっているかであります。

最初に、福祉事務所長にお聞きいたします。現在、学童クラブとして中央、豊田、致芳、西根、平野で行われております。社会的状況の変化からニーズが高まり、中央は中央児童センターと勤労センターの2カ所で開設していますが、ほかはそれぞれ各児童センターで行われております。

1つは、中央の2カ所の運営について社会福祉協議会に運営委託をしておりますが、勤労センターと中央児童センターでは設備面などの条件の違いもあり、子供たちにどのように受けとめられているかをお聞かせを願いたいと思います。

2つに、平野学童クラブが発足したところと思いますが、平野小学校の施設を使用したことが

あると記憶しておりますが、管理面、学童クラブ以外の生徒との関係など、成果もあったと思いますが、反省すべき点もあったと思います。どのようにとらえられているかをお聞かせ願いたいと思います。同時に、来年度の学童クラブの運営をどのようにしていく計画かをお聞かせを願いたいと思います。

次に、教育長にお聞きいたします。来年度から事業が実施される総合的な放課後児童対策、すなわち放課後子どもプランの創設では、各市町村において教育委員会と福祉部門が連携をとり、放課後児童クラブと文部科学省が実施するすべての子供を対象とした放課後子ども教室推進事業を一体的、あるいは連携して実施する放課後子どもプランを創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子供で安全ですこやかな活動場所の確保を図るとなっているようですが、9月議会の高橋孝夫議員の一般質問に答えて、「長井市で行っている土曜ランドを学校の校庭、体育館、教室を使って月曜日から土曜日まで5時か6時まで毎日やり、それ以降、学童保育的なことを7時ごろまでやるという事業のようです」と、まだ事業概要が固まらないうちの答弁ですから、課題の整理にとどまっているように思います。しかし、来年度からの実施ですから、教育委員会としては1月までに準備しなければならない課題だと思いますし、福祉と連携しながら検討してきたことをお聞かせ願いたいと思います。

その1つに、事業展開の予算をどのように見込まれるか、活動日数をどう設定するか、対象は全児童にしても、希望者とそうでない人の区分けをどうするかなどであります。

2つ目に、事業のスタッフとして、地域ボランティア、安全管理委員、学習アドバイザーなど多様なスタッフが必要と考えますが、人の配置と費用の負担をどのように検討されているか

であります。

3つ目に、この事業は教員の手から離れるわけで、校内活動中の児童安全管理と責任体制、さらに施設設備の管理体制についてどうするかであります。

4つ目に、現に学童クラブに行く児童との関連をどのようにしていくかであります。

5つ目に、長井小学校を除く周辺部の学区の低学年児童のバスの配車体制をどうするか。時間的に遅くなった場合、安全面から高学年児童などについてどのように検討されているかをお聞かせを願いたいと思います。

さらに、全市的に推進委員会を設置して学校区ごとに運営委員会を設置していきたいとの答弁がなされていますが、どのようになっているかをお聞かせを願いたいと思います。

通告の3つ目に、山形県電子申請システム本格稼働に向けてをお聞かせ願います。

議案第74号は長井市行政手続などにおける情報通信の技術の利用に関する条例の設定についてとなっておりますが、いわゆる通告項目にしています電子申請システムの稼働に向けて県下市町村一斉に条例を設定し、本格稼働の準備をすると理解しておりますが、条例そのものが極めて難解でありまして、条例の詳細は付託されている総務・文教常任委員会にお願いすることとし、私からはこの関係について2回質疑、質問をしておりますが、具体的に運用開始に際しての課題と問題点について整理してお聞きしたいと考えております。

企画調整課より提出されたスケジュールを見てみますと、19年1月にシステム操作職員向けの操作研修、2月に住民からの申請なしでテストランをする、3月には本運用と同じでテスト運用をし、4月から本格稼働という日程だと理解しております。これまでの質疑の中においても課題について質問していますが、住基カードの普及がなければ広く市民が利用することには

+

ならないので、カードの複合的利用についてどうするかという課題があったと思います。そのことについて、どのような進展があったかをお聞かせ願いたいと思います。

市民が電子申請をする場合には条件があります。まず、自宅にパソコンがあること。インターネットに加入していること。住基ネット用ICカードを取得していること。さらに、このたび新たな認識を持ったのは、本人確認と秘密かぎを使用し、暗証番号を入力するためにリーダーライターの設置が必要になることでありますが、悪用されないためにはハードルを高くせざるを得ないと考えますが、一方で市民が利用しにくくなるということも出てくると思われます。そのことを条例の第7条、手続などに係る情報システム整備などで行っていると思います。この条例案の解説では、「市は市の機関が行う手続などのオンライン化の推進に当たり、通信における盗聴や改ざん防止をするための措置を講じるなどのセキュリティを確保するとともに必要な整備を努め、手続そのものの簡素化、合理化を図ること」としています。まさに同時に求められるのは簡素化、合理化なのだと思います。

そこで、具体的に稼働までの間に解決していただきたいことがあります。市民が電子申請をしなければ、例えば住民票などの取得ができないという人の一番ネックになっているのは、申請は仕事から帰って夜自宅でできるにしても、手数料を払ってもらいに行けないところが大変なのであります。申請書の中に代理人が受け取りに行く委任状の欄を設けるのは難しい話ではないと思いますが、いかがでありましょうか。

とにかく使い勝手がよくなければ普及しないと考えます。市民にとって一番大事なことは、プライバシーに関する安全性だと思います。本格稼働まで万全の体制で臨んでほしいと考えております。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 蒲生議員のご質問にお答えをします。

長井市長選挙についてですが、私も4人の候補者のパンフレット等をよく読ませていただきました。それから、ご本人もおのおの4人とも何度かおいでをいただきました。2度、3度いただきました、4人とも全員です。お話もお聞きをいたしました。

私のみずからのよく考えて判断した基準は2つであります。1つは、これからの行財政改革でやっぱり合併というのは避けて通れない。それもここ8年、私が申し上げましたように、米沢を含む置賜全体の合併を考えなければいけないということを申し上げてきたわけですが、このことについて、JCの理事長であって当時ブロック協議会等もありましたが、齋藤さんは全面的に自分たちの立場の中でいろんな行動をしていただきました。シンポジウムを開いていただいたりそういった、私の意見とほぼ同じで応援をしていただいた。残念ながら、ほかの皆さんは特に平成15年に米沢を含むというときに賛成をしてくださらなかったわけですから、これは具体的な事実として私はこの米沢を含む合併にしなければ、単に飯豊と組むとかいうようなことではやっぱりこの長井市にとっていいことではないし、将来を考えればやっぱり米沢を含んで置賜一円でと、それにつながる合併をという意味で一つの選択基準であります。

もう一つは、やっぱりこれからの市長という仕事は地域経営を考えなければいけない。それはやっぱり経営の現場にあって経営をしたことがある、経営感覚を知っているということが私は必要なのではないかと。それは皆さんお持ちだと思いますが、比較的責任者としてやってこ

られた方がいいのではないかという2点で、私はみずからの判断をさせていただきました。

いろいろな人が、「4人とも大枠としてこの8年間の改革姿勢を評価していただいているということなのだから、あなたはおとなしくしていた方がいいのではないか」というふうに助言をしてくださる方が随分おりました。それはそうありますが、小泉さんがみずからの一票はだれにやるというような結論をなさいますし、私も一市民の一人でありますから、特にマスコミの皆さん等からはあなたは一体どうなのかということを連日言われるわけでありまして、私は今、市長としてですが、私の一票はというふうに申し上げたところであります。

その政策等について、私が退職金と市議定数を聞いたのは第一声に行ったときでありますから、そのときに私ははっきり申し上げました。退職金制度というのは、私も退手組合の組合長をしておりますから、今まで例がないんですね。これは脱退するとなると職員も全部脱退しなきゃ、今までの脱退というのはそういうものなんですよ。三役だけ脱退するというのは今まで例がないから、これについては実は大石田の候補者もそういうふうに言ってるんで話題に上がったことがあります、三役会議で。本人だけ、首長だけ脱退するという事は可能かどうか、これは総務省等に問い合わせるという結論になりました、そういったことで問い合わせをしたのですが、「今まで例がないけども、例がないからだめだということでもないのかもしれない」というような返事だったそうであります。今後ともこのことは議論になると思いますね。ただ本人だけ、副市長はどうするのか、またあるのかもしれませんが、これは議論になっていくことなのではないか。ですから、私が第一声に行った当日、候補者が申し上げましたが、おれは聞いてないぞ、そんなことは、しかしあなたのグループの中でこういう声が多かったからした

ということなんで、それは個人個人の候補者はみずからの政策を掲げてやるのは、まあそれは選挙でありますから、でも私はどこの演説会であろうと、個人演説会であろうと街頭であろうと、私の判断基準は合併と経営者としての経験、感覚だというふうに申し上げてきたつもりであります。

個人的な感覚で大変恐縮なんですけど、1万3,196票いただいたんですね、4年前、そうすると単純にいくと、6,000票の3分の2、5,000票の3分の2、1,773、4候補の3分の2いただかないと1万3,196にならない、これはすごい信頼をいただいたのだなと改めて4年前に感謝をしたところであります。

以上です。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 放課後子どもプランの準備の状況についてお答えをしたいというふうに思います。

10月12日に、放課後子どもプランについて村山総合支庁で初めて県の説明がありました。本市の方からも福祉事務所、管理課、文化生涯学習課から関係職員が出席し、説明を受けて、10月24日に管理課、文化生涯学習課、福祉事務所の課長、所長、関係する職員で打合会を持ったところです。

長井市の方では、今年度までも放課後児童健全育成事業としての「学童保育」、地域子ども教室推進事業として取り組んできた「土曜らんど」がありますが、ほかの市町村によってはどちらも取り組んでいないところもあり、来年度からの実施は無理とかどちらか一つというところもあったというようなことを聞いています。長井市としては、これまでの実績とか実施するに当たっての課題等を検討して、平成19年度は次のように考えているところです。放課後子どもプランの全体の窓口は文化生涯学習課とする。学童保育は福祉事務所、放課後子ども教室推進

+

事業は文化生涯学習課が担当する。9月の議会でも高橋議員の方から教育委員会一本でという提言もありましたが、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局育成環境課というところの説明では、「放課後の児童健全育成事業、いわゆる学童保育のスタンスは変えるつもりはない。学校の中に入っても学童保育のままでもいいし、補助方式は変えない。指導員配置も退職教員でやれということではない」と言っているようです。長井市としても、学童保育は福祉事務所、土曜らんどは教育委員会とした方がやりやすいというふうに判断をしています。

内容的には、今年度までの月1回、第3土曜日の土曜らんど、年10回ほどですけども、のほかに月2回程度の水曜日の放課後5時ごろまでの「(仮称)遊びの広場」を実施する方向で検討をしています。

学童保育については施設的な充実を図る方向で検討していますが、後で福祉事務所長の方から答弁があると思います。

中央地区の学童保育については、中央児童センターと長井小の空き教室を使わせてもらい、学校を使用したときの課題等を明らかにし、改善したいなというふうに考えています。

この事業は市の持ち出しが3分の1補助事業ですので、事業内容を検討し、予算要求をしているところです。ただ、9月議会でもお答えしたところですが、実施に当たってはいろんな課題があり、その中でも、コーディネーターとか学習アドバイザー、ボランティアの人の確保があると思います。個人的に、私もいろんなところに当たってるんですが、なかなかいい返事してもらえないというのが現状です。

それに、これも先ほどもご指摘があったんですけども、ばらばらに帰ることになる児童の安全対策とかスクールバスを利用している児童の帰宅の方法、また出入りが自由な子供たちの掌握が極めて問題になるのかなというふうに考え

ていますし、その辺については、議員ご指摘のように、具体的にこれからもっと詰める必要があるなというふうに思っています。

今後の見通しとしては、補助期間が3年間です。今後3年間の長井市放課後子どもプランを福祉事務所、教育委員会が一体となって策定していきたいというふうに考えています。現在ある育みネット長井推進協議会の委員を中心に再編をし、運営委員会の設置を文化生涯学習課を中心に検討しているところです。運営委員会は事業計画とか安全管理方策、広報活動、ボランティアなどの地域の協力者の人材確保、活動プログラムの企画、事業実施後の評価、検証を行うことになっています。

将来的には、今いろいろ教育長会なんかでも問題になるのは、今回の放課後子どもプランといわゆる学校週5日制の趣旨、学校週5日制というのは子供たちを家庭や地域に返して家庭・地域で子供たちを育てようという、そういう趣旨で行われたものです。これが放課後子どもプランということで行政の方に子供の委託化にならないか、そういう危惧があると、この辺についてもやはり考えていかなきゃならない問題だなというふうに思いますし、学童保育というのは本来本当に共稼ぎ、または核家族等で子育てに困っている人のための対策ですから、そういう方に対する施策といえますか、そういうものは充実していかなければならないというふうには思いますが、その辺も含めて学校週5日制との整合性を図っていきたいなというふうなことも考えているところです。

以上です。

○大沼 久議長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 蒲生議員の質問にお答えしたいと思います。

私の方は、県の電子申請システムの本格的稼働についてということで3点ほど質問があったかと思っております。

第1点目の方の住基カードの複合利用、どのような進捗ですかというご質問ですが、数字的な話から申し上げますと、現在、長井市の住基カード交付状況であります。127枚ということで、交付率は0.41%と、県が0.3%ですので、若干ふえてきたのかなというふうには思います。ただ、中身であります。高齢者の方がふえてるようございまして、金融機関等々で使われてるということがやっぱり促進の要因かなというふうに思っております。

6月議会での質問でもお答え申し上げましたように、総務省の方で、「住民基本台帳カードの利用活用手法等に関する検討報告書」というようなことで、どういったことが今のところハードルが高いといえますか、使えないのかという報告書はいただいております。若干おさらいですが、条例の制定が必要であるとか交付手続にもっと利用しやすいようなことはできないかとか、住民がもっと取得されるようなインセンティブがないかというような指摘を受けておまして、同時期に財団法人地方自治情報センターの方から「住民基本カードの多目的利用実践の手引き」というようなことがまとめられました。その中身を見ますと、いろいろなパターン、住民カードのワンカード化でありますとか印鑑登録証として使うでありますとかさまざまな利用というようなことで、温泉に行くとか何かポイントがもらえるというのとか商店街でのポイントサービスなんかいろいろ例示されてるんですが、その中でやっぱり住民カードの交付であるとかサービスに対する利用者の登録数であるとかというのを照会を受けているようです。大変概括的な言い方ですが、先ほど若干言ったポイントサービスなんかあるところは住基カード利用率が若干高いのかなという感じに思っております。

これからそのことを受けて考え方なりであります。国なり県としてもいろいろ連携を図り

たい、住民の利便性を図りたいという気持ちは持っておるようです。長井市としましても、今申し上げました実践の手引き等を見させていただくと、多目的な利用ということをやっぱり十分調査しなくてはならないんじゃないかなというふうに思っています。各自治体の導入のいきさつでありますとか、地域特性でありますとか、市町村の抱える課題であるとか、当然住民の意見であるとか、そういうことを踏まえていろいろなサービスをするのがいいのか、または券だけで、見せるだけでサービスができるというようなことがありますので、各自治体の事例等を十分調査したいというふうに思っております。

また、報告書なりのところでも出てるんですが、費用の部分であります。こちらのお話については、現在聞いておるところによりますと、初期投資の場合、特別交付税の措置があったり、また実証実験事業ということでいろいろ導入についてのメニューがあるようであります。ただ、9月議会でも申し上げたように、情報関係に

+

して運用保守ということで1億2,000万円ほど必要となっております。そんなことも十分勘案しながら経費の部分も検討が2番目に必要なかなというふうに思っています。現在、議員おっしゃったように、電子申請がいよいよ3月からテスト始まって4月という段階に来てます。その後が終わると、システムについての成果がどうなのかというようなことが問われる時期が来るといふふうにお聞きしてますので、その時期にやはり多目的利用について、また庁内で検討してます作業部会に一つの課題として引き続き検討させていただいて議論を進めたいというふうに思っているところであります。現在のところは複合の利用についてはそんなふうには思っております。

あと2番目の電子申請をして実際にもらいに行くときは市民課の窓口という話でありまして、委任ができないのかということございまして、

こちらについては、ご指摘のように条例第7条の方で手続の簡素化、合理化というような規定も設けさせていただいております。私どもとしても、県の方に委任状の話、具体的に言うと「電子申請の際に委任状をダウンロードといえますか、取り寄せることができる仕組みなりできないでしょうか」というのを照会してまいりました。その後なかなか難航したわけなんです。けさほど県の方から連絡が入りまして、「こちらの様式については今回の申請の中で取り組みましょう」という前向きな返事をいただいております。電子申請については委任状がとれるという状況になりましたので、例えば息子さんが工場でお仕事でなかなか出づらいついとき、その家族の方が市民課においでになってとれると、委任状を持って、しかも申請についての結果通知であるとか本人が確認できるというような手続さえ踏んでもらえばできるという格好になっております。ただ、電子申請以外の場合でも、やはり利用者の方、ほかの今回の電子申請とは違う申請の際に委任状なんかの様式も必要であろうということも考えられますので、この教訓を生かして市のホームページの方にも委任状については掲載するように、様式を掲載するような形でお進めしていきたいというふうに思っております。

最後に、プライバシーの話、若干触れられておいたんですが、プライバシーの話についても、今回のシステムそのものが住民の方からインターネットを通して申請があった場合、その後、データセンターの方に入ってくるわけなんです。データセンターの方に入ってからはいわゆるLGWAN回線ということで自治体間で使われる回線なんかを使っていますので、外部の方から入るということはなかなかなというふうに思っていますし、また内部的にも今、各自治体で持っているセキュリティーポリシー、基本的な方

針を集めて、統一的な、また全体的なセキュリティーポリシーを取りまとめておりますので、自治体なり委託先を拘束するルールが間もなくできると思いますので、個人情報の取り扱いについても万全を期せるものというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○大沼 久議長 平英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 蒲生議員のご質問にお答えいたします。

福祉事務所で行っております学童クラブにつきましては、現在、伊佐沢地区を除いた市内の5地区で実施しております。児童の下校時から5時半まで原則の時間で実施しておるわけでございますが、中央地区以外の4地区では、指導員を1名配置しまして、各地区の児童センターの方で行っております。中央地区につきましては、蒲生議員おっしゃるとおり、登録児童が多いものですから、北地区と南地区に分割して、北地区の方を勤労センターで、南は今までもおき中央児童センターでそれぞれ指導員を2名ずつ配置して実施しております。

この勤労センターにつきましてのご質問でございましたが、勤労センターについては、やっぱり外部からの人の出入りもあつたり、備品面でも中央児童センターよりは落ちたりするものですから、先ほど教育長のお話にもありましたように、来年度からは長井小学校の空き教室の一つを開放してもらうことにいたしまして、19年度からは長井小学校第2校舎の東端の1階の部屋で実施していくようにします。

次に、平野小学校で以前、一時的に実施したことがあるということでのご質問でございましたが、私、この詳しい経緯については、申しわけございませんが、存じておりません。申しわけございません。

続きまして、来年に向けた学童クラブということでございますけれども、先日、全小学校の

1年生から3年生の保護者の方にアンケートで考えを聞かせていただいております。その結果、各学校とも児童センターを行っているというふうな認知度はとても高い結果が出ております。対象学年も、できれば4年生までしてもらいたいというふうな希望が50%を超えた回答でございました。また、伊佐沢小学校の方でも学童クラブがあったらいいというふうな回答も半数ほどございました。19年度の募集につきましては、今回12月1日から20日までの期間で新年度の学童クラブ登録の申し込みを受けるということで、12月1日発行の市報の方に掲載しております。対象学年につきましては、やっぱり1年から3年生までというふうにしてしておりますが、申し込みの状況によりまして、可能であれば4年生の受け入れも検討していきたいというふうに考えております。

また、伊佐沢小学校の保護者からの学童クラブの設置につきましては、隣に新しく公民館もできるわけでございますので、旧公民館など使用可能な施設も想定されることでありますことから、伊佐沢への設置も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 ご答弁いただきましてありがとうございます。

市長も8年間であと10日余りのようで、大変ご苦労さまでございました。退職金というのは、この選挙戦においてこういう話題が出てきたんで、どういう方式で支給されるんだろうと思って私も改めて勉強してみたんです。市長、助役、収入役、教育長、監査委員までが、あと一般職員ですね、支給されるための規則があって、それに基づいて支給されるんですけども、いわゆる月額報酬の100分の何がしという数字に4年間勤めれば48カ月を掛けると、こういう計算でするようなんです。すると市長が2,503万円

になって、助役が1,104万円、収入役が4年でずから811万円、教育長が577万円、監査委員が129万円と、こういうふうになってるようなんです。さっき市長が答えたように、やっぱり返上するというのは極めて難しいと思います。私は公約にこういうふうに掲げたわけですけども、返上という言葉そのものが一たんもらったものを返すというやり方ですね。この部分は、少なくとも市長は難しいですね。公職選挙法の寄附行為に該当しますから、ただそれ以外の方は別に寄附はしていいですから差し支えないんですが、公職選挙法第199条第2項でこういうふうになってるんですね。公職の候補者などの寄附の禁止、なろうとする者も含むということになっているようで、私も議員ももちろんこれに該当するので、寄附行為についてはそれこそ何円であってもだめだと、こういうふうになっているわけで、この公約の6つの約束のところに入れたというのはかなり公約としてこういうものはいかなものだろうと、こういうふうに感じたんですが、それぞれの候補者が頑張ったことですからそれも公約というふうになったんだろうというふうに思います。

それにしても、市長も自分の考え方に基づいて2つの基本的な考え方で応援したということですから、ああ、そういうことだったんだと、こういう新たな認識をさせていただいたところでもあります。

それについてはあと質問ございませんので、放課後児童クラブのところで教育長にもう1回お聞かせいただきたいですけれども、9月の質疑の経過からいきますと、私は学童クラブ、現在、福祉事務所の方で主催している学童クラブ、これにかわるものとしてやるような向き、答弁だったですよ。毎日やっていく、だけでも大変だと。説明があったのが10月12日に村山総合支庁で初めて説明があったと、これはわからない時期なんでしょうけれども、答弁としては土曜

+

らんどみたいなスタイルで、それを平日、月に2回、水曜日にやっていこうかなと、こういう計画のようですね、今の答弁でいきますと。するというと、学童クラブは学童クラブのやり方でこれまでどおりの目的があってできるのだと思います。しかし、この事業、今報告した月2回ぐらい水曜日やっていくと。今、大変なのは、4時半ぐらいになると暗くなるんですよ、今。ですから、それだけでなく帰りは今クマが出たり不審者が出たりするので、うちにて時間のある方は学校まで、じいちゃん、ばあちゃんが主なんですけど、迎えに来てくださいと、こういうふうにして迎えに行ってますね、できる人が。そういうスタイルをとってるときに、送迎の体制がなくなるなんていうのは極めて安全性にやっぱり問題が出てくるというふうに私は思うんです。するんであったら毎日やって全部を送り迎えすると、この方がずっと安全的にも問題が起こらないというふうに思うんですね。

+

ただ、そういう体制なんてないですから、バスの体制もあるはずないですし、そういう意味では、何となく今、答弁聞いてると、この事業というのは本当に目的意識があって組まれたのかどうかというのは何となく疑問に感じるんですね、今の答弁聞いていくと。教育委員会としても、しろという指示が来てるからするしかないというように感じてるんですね。そういう意味では、どういう成果をこの事業の中で得ようとするのか、その部分について教育委員会でどういうふうに検討されたのか。私はやっぱり、今の情勢でありますと、学童クラブをなくしてしまって毎日学校でやっていくと、都会的にはその方が多分成果が上がるんだと思いますね。だけど長井のこの地域では、今、教育長が答弁したような選択をして検討に入るとるようですけども、そういうところの安全性やなんかというのはどうやって確保するのかというのが極めて問題だし、個人的にボランティアの方、当

たってみたけどもというふうに言ったけども、そこだって個人的な問題では私、ないんだと思うんですね。そこはやっぱり方向性はきちっと出して検討していくというところに入っていく時期なんではないかなというふうに思うので、そこについてもう1点お聞かせ願いたいと思います。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 教育委員会でいろいろこの放課後子どもプランについて議論したのは、さっきもちょっと最後の方でお答えしたんですが、いわゆる学校週5制ですね、この趣旨と放課後子どもプランというのが一体どういうふうに整合性がとれるのかということなんですね。そういう面では、本当に子育てに困って、うちに帰ってもだれもいないという子供さんもいるわけですから、そういう子供さんの居場所づくりという面では私は大事なんだろうというふうには思いますが、おじいちゃん、おばあちゃんもいると、だれか家庭に面倒を見てくれる人がいるという家庭については、やはり基本的には家庭の中で子育てをしてもらうというのが私は基本じゃないかというふうにも考えています。

+

やっぱり特に心配なのは、さっき蒲生議員ご指摘のように、今、放課後の帰宅時でも見守り隊とかなんかいろんな方が不審者対応、また安全対策ということで立ってくださってるわけですよ。早く帰る子もいれば遅く帰る子もいると、低学年なんかは本当に心配だと、そういうところをどうしていくかということはやっぱりかなり大きな問題なのかなと。いわゆる学童保育でない部分の、その遊び的な部分でも、これは登録制でありませんので、子供たちが自由に入れるように門戸を広げるわけです。そうすると、どの子が来てどの子がいつ帰ったかという掌握も極めて大変になると思います。そういうことも含めて安全面での対策というのはこれからも検討していかなきゃならないし、一番思う

のは、毎日とか、本当はやはり毎日というのが基本的な文科省の姿勢でもありますのでそれが一番いいんでしょうが、残念ながら、本当に人的な確保が極めて難しいと私は思います。そういう面で、個人的というよりもいろんな関係団体なんかにもお願いしながら人材の確保をしていかなきゃならないというふうに思っていますし、これまた早急な課題ですので、その辺も文化生涯学習課の方と話をしながら早急に進めていきたいなというふうに考えているところです。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 退職教員を使うんでないというふうに先ほど答えておられましたけれども、私はこの事業は団塊の世代で教員をしてきた人たちの定年後の仕事というふうに考えていたんですよ。それなりに、教育者の退職ですから、ボランティア的であっても時給1,000円ぐらいでも出して、2時間であれば2,000円ぐらいでも出してするのかなと思って考えていたんです。どうもそうではないみたいですね。

必要なのは、安全を確保する人が1人必要ですね。それと教育アドバイザー、学習アドバイザーというんですか、が1人ですね。2人の体制ですということなんでしょうかね。それとも安全管理する人というのは施設の施設をして電気を消したり、施設面を管理するだけで最後に来るだけというふうになるのかどうかですけども、全校生徒を対象にするにすれば、私は学習アドバイザーにしてもうんと人数的にも少ない人数だなというふうに思うんですね。教員してきた人は子供らの顔を覚えるのがとっても得意なのかもしれませんけども、10人見て10人覚えられる人というのは一般の人はいないです、私も含めていないです。それは何十人もいる人を1人が今回参加する人はこの人、この人というふうにして一緒に遊んだり学習したりすると、そうでない人は、帰っている人もいないかもしれない。これは絶対管理できないというふうに思

うんですね。これにはもう教員はかかわらない。現職の学校の教員はかかわらないことになってるわけですから、とてもそんな私は、月に2回水曜日やるぐらいのものでは、私はとってもできそうにないという感じがするんですね。

やるんだったらきちっとした体制ですべきと思いますし、安全面で難しかったら、何としても体制つけれないということであつたら、それこそ文科省の今回の事業では目玉なんだと思いますね。その意味では、どうするのかというのは、県の方で指示したのも10月だということだから、とても考えられないことだと思いますね。その意味では、もう1回、人的な確保という部分は退職教員でないとしたらだれがするのかと、ここの部分についてお聞かせください。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 退職教員を充てないと言ったのは学童保育の部分です。学童保育の部分の厚生労働省の方の考えです。子どもプランの方はやっぱり団塊の世代というか退職教員がいますので、それを有効活用しましょうというような考え方なんですが、コーディネーターは1人5校というふうなことになってるんですね。長井市の場合は2人のコーディネーターが必要だと。ただ、学習アドバイザーについては1校区ごとに何名という制限はありません。多ければ多いほどいいわけですし、ボランティアにしても多ければ多いほどいいと。

ただ今回、来年度一応試行的に月2回というふうなことを考えたのは、学習アドバイザーの確保がちょっと今のところ難しいと、本来であれば、毎日であれば、恐らく1人の人が毎日ということは極めて大変だと思います。毎日やるとすれば、やっぱり1校区に10人前後ぐらいの方がいなければローテが組めないという状況になりますので、その人的な確保の見通しがなかなか立たないというところで回数をふやせないというふうに今のところは考えているわけでは

+

けども、これがある程度PRが行き届いて、そういう事業が認知された段階で、もっと協力しますよという方が出てきた場合には、それはなお検討する余地があるんじゃないかなというふうに考えているところです。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 その学習アドバイザーというのは結局ボランティアですか、無給ボランティア、こういうふうになりますか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 報酬が出るのはコーディネーター、学習アドバイザー、安全管理委員です。安全管理委員が1時間360円、コーディネーターが単価720円、1時間、学習アドバイザーが540円というような単価になっています。

○大沼 久議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

安心して暮らすことができる自治体となるようお願いながら一般質問を行います。通告をしております3点について質問申し上げますので、丁寧で明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、高齢者に対する施策についてです。

長井市の高齢化率が本年4月1日現在27.5%に達していることはご案内のとおりです。10年前の平成8年度では22.0%であった高齢化率が10年間で5.5%、人数では約1,300人ふえていることとなります。そしてこの傾向は今後もとどまらず、団塊の世代と言われている人たちが65歳に到達する平成23年から平成26年ごろ高齢化率がピークを迎えることになるわけです。こういった状況を踏まえながら、以下、質問をさせていただきます。

第1点は、長寿祝金削減の考え方について伺います。

本定例会に議案第77号、長寿祝金支給に関する条例の一部改正案が提出をされています。その内容は、これまで数え年100歳の者に10万円の祝い金を支給していたものを、今年度からは10万円ではなく1万円に削減して支給をするというものであります。

私は、この条例改正に疑問を感じたところです。特に、毎年度1月に数え年88歳と100歳になられた皆さんに対して祝金を支給してはいますが、その支給月である1月を翌月に控えた議会に削減の改正案を提案するということは余りにも急であり、理解できません。

以前にも申し上げましたが、この長寿祝金は、昭和45年10月から73歳以上の方に2,000円を支給をしていた敬老金を、昭和60年度に長寿祝金支給条例を設定し、77歳、80歳、85歳、88歳、90歳、95歳、99歳、100歳という8段階に応じて、その年度の9月15日現在で数え年77歳と80歳には5,000円、85歳には1万円を支給し、そ

+

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

+

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、米沢日報記者からカメラ使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

高橋孝夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位3番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 私は、長井市が市民が